

寄附金の税制優遇措置について(法人の場合)

国際文化フォーラム(TJF)は、内閣総理大臣より公益財団法人としての認定を受け、2011年4月1日付で公益財団法人に移行しました。TJFに対する寄附金や賛助会費には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、法人税の控除が受けられます。

法人税法上の「一般寄附金の損金算入限度額(以下①)」とは別枠にて、「特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額(以下②)」を上限として、損金算入をすることができます。確定申告書提出の際に、TJFが発行する領収書を添付してご申告ください。具体的な損金算入限度額は以下のとおりです。

①一般寄附金の損金算入限度額

$$\text{【 (資本金の額} \times 0.25\%) + (\text{当該事業年度の所得} \times 2.5\%) \text{】} \times 0.5$$

②特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額

$$\text{【 (資本金の額} \times 0.25\%) + (\text{当該事業年度の所得} \times 5\%) \text{】} \times 0.5$$

※賛助会費は寄附金として扱われ、優遇措置の対象になります

※①と②の限度額は併用することができます

(試算例) 資本金:1億円 当該事業年度の所得:1億円

①一般寄附金の損金算入限度額

$$\text{【 (1億円} \times 0.25\%) + (1\text{億円} \times 2.5\%) \text{】} \times 0.5 = 137.5 \text{万円}$$

②特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額

$$\text{【 (1億円} \times 0.25\%) + (1\text{億円} \times 5\%) \text{】} \times 0.5 = 262.5 \text{万円}$$

公益財団法人に対する寄附金の損金算入限度額(上記①、②の合計)

$$137.5 \text{万円} + 262.5 \text{万円} = 400 \text{万円}$$

※他団体等への寄附金がある場合には、それらの合算での算出となります

※詳細は、確定申告担当窓口、または国税庁のホームページにてご確認ください